

# 第4期決算公告

2021年6月25日

大阪市中央区備後町二丁目2番1号  
株式会社 関西みらいフィナンシャルグループ  
代表取締役兼社長執行役員 菅 哲哉

## 連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	3,470,799	預金	11,087,191
買入金銭債権	679	譲渡性預金	231,460
商品有価証券	35	コールマネー及び売渡手形	1,032,030
有価証券	1,285,757	債券貸借取引受入担保金	20,109
貸出金	9,523,190	借入金	1,606,374
外国為替	19,408	外国為替	456
リース債権及びリース投資資産	34,007	その他負債	100,724
その他資産	146,295	賞与引当金	4,749
有形固定資産	99,047	退職給付に係る負債	9,622
建物	33,469	その他の引当金	5,887
土地	58,187	繰延税金負債	520
リース資産	1,094	支払承諾	26,096
建設仮勘定	0	負債の部合計	14,125,222
その他の有形固定資産	6,295	(純資産の部)	
無形固定資産	4,736	資本金	29,589
ソフトウェア	2,497	資本剰余金	309,389
リース資産	95	利益剰余金	135,806
その他の無形固定資産	2,143	自己株式	△ 339
退職給付に係る資産	22,261	株主資本合計	474,446
繰延税金資産	27,756	その他有価証券評価差額金	5,795
支払承諾見返	26,096	繰延ヘッジ損益	△ 15
貸倒引当金	△ 57,155	退職給付に係る調整累計額	△ 3,967
		その他の包括利益累計額合計	1,812
		新株予約権	279
		非支配株主持分	1,157
		純資産の部合計	477,696
資産の部合計	14,602,919	負債及び純資産の部合計	14,602,919

連結損益計算書 （2020年 4月 1日から  
2021年 3月31日まで）

(単位:百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収益		182,854
資金運用収益	110,625	
貸出金利息	100,381	
有価証券利息配当金	7,207	
コールローン利息及び買入手形利息	6	
買現先利息	△ 4	
預け金利息	1,410	
その他の受入利息	1,624	
役員取引等収益	46,739	
その他業務収益	19,689	
その他経常収益	5,799	
償却債権取立益	1,975	
その他の経常収益	3,824	
経常費用		165,497
資金調達費用	3,564	
預金利息	3,464	
譲渡性預金利息	6	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△ 124	
債券貸借取引支払利息	32	
借入金利息	132	
その他の支払利息	52	
役員取引等費用	15,379	
その他業務費用	15,135	
営業経費用	111,413	
その他経常費用	20,004	
貸倒引当金繰入額	10,879	
その他の経常費用	9,124	
経常利益		17,357
特別利益		1,649
固定資産処分益	1,649	
特別損失		2,818
固定資産処分損失	527	
減損損失	2,291	
税金等調整前当期純利益		16,188
法人税、住民税及び事業税	5,616	
法人税等調整額	△ 724	
法人税等合計		4,891
当期純利益		11,296
非支配株主に帰属する当期純利益		34
親会社株主に帰属する当期純利益		11,262

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

## 連結財務諸表の作成方針

### 1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 15社

会社名

株式会社関西みらい銀行  
株式会社みなと銀行  
関西みらいリース株式会社  
関西みらい保証株式会社  
関西総合信用株式会社  
びわこ信用保証株式会社  
株式会社びわこビジネスサービス  
幸福カード株式会社  
みなとビジネスサービス株式会社  
みなとアセットリサーチ株式会社  
みなと保証株式会社  
みなとリース株式会社  
株式会社みなとカード  
みなとシステム株式会社  
みなとキャピタル株式会社

(連結の範囲の変更)

みなとコンサルティング株式会社は、2020年6月30日に清算結了したことから、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結の子会社及び子法人等 7社

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連法人等

該当ありません。

(3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 7社

(4) 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等並びに関連法人等は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても当期連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

### 3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 15社

## 会計方針に関する事項

### (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

### (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち株式については連結決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

### (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

### (4) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、建物については主として定額法、動産については主として定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 6年～50年

その他 2年～20年

#### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

#### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

### (5) 貸倒引当金の計上基準

主要な連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の破綻懸念先に対する債権及び貸出条件や履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題のある債務者など今後の管理に注意を要する債務者（以下、「要管理先」という。）で、当該債務者に対する債権の全部または一部が要管理債権である債務者（以下、「要管理先」という。）に対する債権については今後3年間、要管理先以外の要管理先及び業績が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者（以下、「正常先」という。）に対する債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。これらの予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は79,498百万円であります。

その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) その他の引当金の計上基準

その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用または損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。

主な内訳は次のとおりであります。

預金払戻損失引当金 3,256百万円

負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。

信用保証協会負担金引当金 2,127百万円

信用保証協会の責任共有制度導入等に伴い、将来、負担金として発生する可能性のある費用を見積もり、計上しております。

(8) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 主として発生年度に一括して損益処理

なお、一部の連結される子会社及び子法人等は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として9年）による定額法により損益認識しております。

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9～10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当連結会計年度末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(9) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

銀行業を営む国内の連結される子会社の外貨建資産・負債については、主としてそれぞれの連結決算日の為替相場により換算しております。

(10) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

銀行業を営む国内の連結される子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

銀行業を営む国内の連結される子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(11) 消費税等の会計処理

当社及び連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を新たに記載しております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、「貸倒引当金」であります。

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 57,155百万円

なお、上記の金額には、新型コロナウイルス感染症(以下、「COVID-19」)の感染拡大とこれに伴う経済活動の停滞により影響を受ける債務者に対する貸出金等(204,671百万円)に内包する信用リスクに備えた追加的な引当金1,737百万円が含まれております。

- (2) 重要な会計上の見積りの内容の理解に資するその他の情報

① 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「会計方針に関する事項(5) 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

なお、上述の追加的な引当金の算出にあたっては、当社グループ銀行の貸出金等について、COVID-19の感染拡大の影響分析に基づき、各債務者の信用リスクに重要な影響が及ぶと推定される業種を選定し、当該業種に属する要注意先の貸出金等については、貸倒発生や債務者区分の遷移状況等を考慮すると特に今後予想される業績悪化の程度に不確実性が伴うことから、当該貸出金等が内包する信用リスクを反映する目的で過去の貸倒実績率に一定の修正を加えた予想損失率を用いて計上しております。

② 主要な仮定

貸倒引当金に係る主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に判定し、設定しております。

また、上述の追加的な引当金については、従来はCOVID-19の感染拡大とこれに伴う経済活動の停滞が2021年度中は継続するものと仮定しておりましたが、現状のCOVID-19の感染状況に鑑み、その影響は2021年度以降も2年程度は継続するものとの仮定に変更しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌連結会計年度の連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

特に、COVID-19の感染状況や経済活動への影響の変化に伴い、上述の追加的な引当金の対象となる貸出金等に係る業種や予想損失率等に変更があった場合には、上述の追加的な引当金額は増減する可能性があります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額(連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資金を除く)1,442百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,863百万円、延滞債権額は134,393百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(1965年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,222百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は53,856百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は193,335百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2020年10月8日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は24,743百万円であります。

7. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 2014年11月28日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理し、連結貸借対照表に計上した額は34,794百万円であります。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	655,213百万円
貸出金	1,632,781
リース債権及びリース投資資産	1,378
その他資産	730

担保資産に対応する債務

預金	24,084百万円
借入金	1,599,064
債券貸借取引受入担保金	20,109

上記のほか、為替決済等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金3,800百万円、有価証券1,520百万円及びその他資産57,878百万円を差し入れております。

また、その他資産には先物取引差入証拠金1,180百万円、金融商品等差入担保金7,147百万円及び敷金保証金5,902百万円が含まれております。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,315,817百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,210,407百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結される子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 70,314百万円

11. 有形固定資産の圧縮記帳額 10,422百万円

12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は93,185百万円であります。

13. 銀行法施行規則第34条の10第1項第4号に規定する連結自己資本比率（国内基準）は8.40%であります。

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益2,872百万円を含んでおります。
2. 「営業経費」には、給料・手当49,616百万円を含んでおります。
3. 「その他の経常費用」には、貸出金償却2,102百万円、株式等売却損1,595百万円、経営統合関係費用1,145百万円を含んでおります。
4. 固定資産の減損処理にあたり、銀行業を営む連結される子会社は、営業用店舗については、主として営業店毎（複数店がエリア（地域）で一体となり営業を行っている場合は当該エリア毎）に継続的な収支の把握を行っていることから営業店（又はエリア）をグルーピングの単位としております。遊休資産及び店舗の統廃合により廃止が決定している資産については各資産を、グルーピングの最小単位としております。本店、システム等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。  
また、当社及びその他の連結される子会社及び子法人等は、各社を1単位としてグルーピングを行っております。

このうち、店舗統合・移転等の決定、及び営業キャッシュ・フローの低下した以下の営業用店舗や遊休資産について、投資額の回収が見込まれないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額の合計2,291百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	用途	種類等	減損損失
大阪府下	営業用店舗	土地建物等	1,298百万円
大阪府下	遊休資産	土地建物等	463百万円
滋賀県下	営業用店舗	土地建物等	180百万円
滋賀県下	遊休資産	土地建物等	54百万円
兵庫県下	営業用店舗	土地建物等	136百万円
兵庫県下	遊休資産	土地建物等	0百万円
上記以外	営業用店舗	土地建物等	152百万円
上記以外	遊休資産	土地建物	5百万円

なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価基準等に基づいた評価額から処分費用見込額を控除して算出しております。

5. 包括利益 27,676百万円



## (金融商品関係)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当グループは、真にお客さまに役立つ金融サービス業を目指し、様々な金融商品をお客さまのニーズに沿ってご提供させて頂いております。また自社グループの収益性向上、健全性確保の両面から、金融商品をリスクテイク、リスクコントロール等に幅広く活用しております。

具体的には、個人、法人等の様々なお客さまに対し、貸出、ローン、私募債引受け、保証等の与信業務を通じて、お客さまの資金ニーズに適切にお応えしております。

また、安定的な資金運用を目的とした国債等の債券、お客さまとの関係強化を目的とした株式等様々な有価証券を保有、運用しております。

近年、高度化・多様化しているお客さまのニーズに適切にお応えするため、金利関連や為替関連のデリバティブ商品をご提供しております。

また、これらの業務を行うため、当グループは預金の受入れ、及びインターバンク市場を通じた資金調達等、金融商品による調達を行っております。

当グループでは、上記資金運用及び資金調達活動により生じる長短金利バランスのギャップや金利変動リスクに対応するため、資産及び負債の統合的管理（ALM）を行っております。

その一環として、長短金利ギャップ、金利変動リスクをヘッジするためのデリバティブ取引を行うとともに、お客さまのデリバティブ契約に係るカバー取引を行っております。

当グループの連結子会社には、国内において銀行業務を行っている子会社、信用保証等を行っている子会社等があります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

##### ①貸出資産の内容及びそのリスク

当グループの各銀行は大阪府・兵庫県・滋賀県を主とした関西圏を主要な営業基盤としており、与信ポートフォリオにおいては、中堅・中小企業向け貸出金や、住宅ローンを中心とした個人向け貸出金が大きな割合を占めております。

これらの貸出金については、与信先の財務状況の悪化等から資産の価値が減少ないし消失することにより損失を被る信用リスクがあります。

##### ②有価証券の内容及びそのリスク

当グループの各銀行で保有している有価証券は、債券、株式、投資信託、投資事業組合出資金等であり、これらは純投資や、円滑な資金繰り運営を行うためのほか、事業推進目的等で保有しております。

保有している有価証券には、金利・株価・為替等市場のリスクファクターの変動により資産・負債の価値またはそこから生み出される収益が変動し損失を被る市場リスク、及び有価証券の発行体の財務状況の悪化等から資産の価値が減少ないし消失することにより損失を被る信用リスクがあります。

##### ③デリバティブ取引の内容及びそのリスク

当グループで取り扱っているデリバティブ取引には、金利関連における金利スワップ取引、通貨関連における為替予約取引、株式関連における株式指数先物取引、債券関連における債券先物取引等があります。

お客さまの高度化・多様化したニーズにお応えする金融商品を提供するうえで、また、当グループの各銀行が晒される様々なリスクをコントロールするうえで、デリバティブ取引は欠かせないものとなっております。

当グループの各銀行では、取引に内在するリスクを正確に認識し、適切な管理体制の下に、お客さまのリスクヘッジニーズへの対応、及び金融資産・負債のヘッジ取引の目的でデリバティブ取引を取り扱っております。

##### (i)お客さまのリスクヘッジニーズへの対応

お客さまは様々なリスクに晒されており、このリスクをヘッジするニーズは高く、また多様化しております。当グループの各銀行のデリバティブ取引の中心は、このようなお客さまのリスクヘッジニーズに応じた商品の提供であります。

当グループの各銀行では、お客さまの様々なニーズに的確にお応えするために、豊富な金融商品を取り揃えるとともに、商品提供力の向上に努めております。

しかし、デリバティブ取引は、その仕組み・内容から多大な損失を被る場合も想定されます。そこで、当グループの各銀行ではデリバティブ取引について次のような考え方のもとで取り組んでおります。

##### ・商品内容とリスクの説明

商品内容、仕組み等の取引条件や、ヘッジの有効性（当初に意図した経済効果が得られなくなる場合、ヘッジ取引による経済効果がお客さまにとって不利となる場合等の説明を含む）、市場リスク、信用リスク等について、必ず書面（提案書・デリバティブリスク説明書等）を使用して十分に説明すること。

説明にあたっては正確な用語を用いるとともに、難解な専門用語は平易な言葉で説明すること。

また、所定の書面等の理解チェック欄を使用する等により、説明漏れがないこと及び理解したことを当社とお客さまの双方で共同確認を行うこと。

##### ・自己責任の原則と取引能力

取引の前提として、お客さまが自己責任の原則を認識しており、その取引を行うに十分な判断力を有していること。また、お客さまの知識、経験、財産、取引目的、損失負担能力、社内管理体制等に照らして、取引金額、年限及びリスク度等不相当と認められる取引は行わないこと。

・時価情報（お客さまの含み損益の状況）の提供

取引実行後、お客さまの要請または必要に応じて、定期的または随時に時価情報をお客さまに還元し、お客さまの判断の一助とすること。

(ii) 金融資産・負債のヘッジ取引

当グループの各銀行では、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債の状況から生じる金利リスク等を適正にコントロールする手段として、金利スワップ等のデリバティブ取引を利用しております。

金利リスクについては、資産・負債の将来にわたる価値を金利変動から守るための「公正価値ヘッジ」や、将来のキャッシュ・フローを確定するための「キャッシュフローヘッジ」を、「包括ヘッジ」及び「個別ヘッジ」として実施しております。

これらヘッジ取引となるデリバティブ取引については、検証方法に係る規程を制定し、定期的にヘッジの有効性検証を行う等厳正な管理を実施しております。

デリバティブ取引のリスクには、取引相手方の信用リスク及び市場リスクがあります。

デリバティブ取引に係る信用リスクについては、カレント・エクスポージャー方式によるリスク額計測手法等を用いて与信相当額を把握し、貸出金等のオンバランス取引と合算のうえ、市場・営業推進部門から独立した融資・審査部門がお取引先毎に取引限度額を設ける等して、与信判断・管理を行う体制としております。また、お取引先の信用度の変化に応じて機動的に取引限度額の見直しを行う等の運営管理にも努めております。

デリバティブ取引に係る市場リスクについては、後述 (3) ②のとおり適切に管理しております。

④ 金融負債の内容及びそのリスク

当グループの各銀行はお客さまからの預金受入れや、市場からの調達にて資金調達を行っております。

これらについては、金利の変動リスクや、金融経済環境の変化により調達が困難になる流動性リスクがあります。

⑤ 銀行子会社以外の子会社の内容及びそのリスク

当グループの銀行子会社以外の子会社には、信用保証業務を行っている会社、リース業務を行っている会社等があります。これらの子会社においては、その業務内容に応じ、信用リスク、市場リスク等があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当グループの各銀行では「グループリスク管理方針」に則って、信用リスク管理、市場リスク管理、流動性リスク管理に関する規程等を制定し、適切なリスク管理体制を構築しております。

また、各業務に内在するリスクの度合い、各業務担当部署によるリスク管理体制を勘案のうえ、内部監査計画を策定し、監査等を行っております。

① 信用リスクの管理

当グループの各銀行における信用リスク管理体制については、各銀行の規程等に基づき、営業推進関連部署から独立した信用リスク管理関連部署が与信判断と管理を行う体制となっております。

当グループの各銀行では、信用リスク管理のための組織・体制として、信用リスクに関する会議及び信用リスク管理関連部署（信用リスク管理部署、審査管理部署、問題債権管理部署）を設け、適切な管理体制を構築しております。

信用リスクに関する会議は、与信業務全般に関する重要事項の協議・報告等を行っております。

信用リスク管理部署は信用格付等の規程・手続に関する企画立案、及び審査管理等、信用リスク管理を適切に実施するための体制整備に関する企画立案を行っております。

審査管理部署は、与信先の業績・財務状況、定性面、資金使途、返済原資等を的確に把握するとともに、与信案件のリスク特性等を踏まえて適切な審査を行い、与信案件の取上げを行っております。

問題債権管理部署は、問題先の経営状況等を適切に把握・管理し、その再生可能性を適切に見極めたうえで事業再生、整理・回収を行っております。

上記体制のもと、当グループの各銀行では信用リスクのコントロール・削減に向け取り組んでおります。

たとえば、特定先（グループ）に対する与信集中リスクについては、当グループの経営に対して重大な影響を及ぼす可能性があることを踏まえて、クレジット・リミット（クレジットシーリング）を設定する等の方法により厳格な管理を行っております。

また、与信ポートフォリオ全体の管理の観点から信用リスクを計測し、限度を設定することにより、信用リスクを一定の範囲内に抑制しております。

② 市場リスクの管理

(i) 市場リスク管理の体制

当グループの各銀行における市場リスク管理体制については、取引実施部署（フロントオフィス）から独立したリスク管理部署（ミドルオフィス）及び事務管理部署（バックオフィス）を設置し相互牽制が働く体制としております。

また、市場リスクに関する対応を協議・報告する会議としてALM委員会等を設置しております。

当グループの各銀行は、適正かつ厳正に市場リスクを管理するために、市場リスク管理に係る諸規程を整備しております。

また、市場取引の時価評価や、金利・株価・為替等市場のリスクファクターの変動により損失を被る市場リスクについてはVaR（バリュー・アット・リスク）によるリスク額算出を行うとともに、リスク限度、損失限度等を設定し、その遵守状況を管理しております。加えて、ストレスシナリオに基づく損失額も定期的に算出しております。

限度等の遵守状況を含むリスク額、損益の状況等については、モニタリングのうえ、経営宛報告を行うとともに、リスク管理部署（ミドルオフィス）による取引実施部署（フロントオフィス）に対する適切な牽制を行っております。

(ii) 市場リスクに係る定量的情報

当グループの各銀行では、金融商品の保有目的に応じてトレーディング、バンキング、政策投資株式の区分で市場リスクに係るVaRを算出しております。当グループとしての市場リスクに係るリスク額は、上記のうちトレーディング、バンキングについては各銀行のVaRを単純合算することによって算出し、政策投資株式については各銀行のVaRに当社の減損基準を加味した減損リスク額を当社にて算出しております。

なお、一部の商品や子会社のリスク額は、グループとしての市場リスクに係るリスク額には含めておりませんが、影響が軽微であることを確認しております。

(ア) トレーディング

当グループの各銀行は特定取引勘定を設けておりませんが、一部の銀行でトレーディング目的と区分している金融商品があります。

当グループでは、トレーディング目的で保有する金融商品に関するVaRの算出にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間10営業日、信頼区間99%、観測期間250営業日）を採用しております。

当期の連結決算日現在で当グループのトレーディング業務のリスク額は2百万円であります。

(イ) バンキング

当グループの各銀行では、トレーディング目的で保有する金融商品及び政策投資目的で保有する株式以外の金融商品やその他の資産、負債は、バンキング業務で取り扱っております。

当グループでは、バンキング業務に関するVaRの算出にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間20営業日、信頼区間99%、観測期間1,250営業日）または分散共分散法（保有期間20営業日、信頼区間99%、観測期間250営業日）を採用しております。

当期の連結決算日現在で当グループのバンキング業務のリスク額は、15,335百万円であります。

(ウ) 政策投資株式

当グループの各銀行では、政策投資目的で保有する株式については、トレーディング業務やバンキング業務と区分してVaRの算出やリスクの管理を行っております。

当グループでは、政策投資株式に関するVaRの算出にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間125営業日、信頼区間99%、観測期間1,250営業日）または分散共分散法（保有期間125営業日、信頼区間99%、観測期間250営業日）を採用し、減損リスクを対象にリスク額を算出しております。

なお、当該減損リスクは、当グループ各銀行における償却原価とは異なる、当社における償却原価に基づいて算出しております。

当期の連結決算日現在で当グループの政策投資株式のリスク額は、3,378百万円であります。

(エ) 市場リスクのVaRの検証体制等

当グループの各銀行では、VaR算出単位毎にモデルが算出するVaRと実際の時価の変動を比較するバックテスティングを実施し、リスク計測モデルの信頼性と有効性を検証する体制としております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク額を計測しているものであり、過去の相場変動から予想される範囲を超える相場変動が発生した場合等においては、VaRを超える時価の変動が発生するリスクがあると認識しております。

③ 流動性リスクの管理

当グループの各銀行における流動性リスク管理体制については、資金繰り管理部署と流動性リスク管理部署を設置し、相互牽制が働く体制としております。

また、ALM委員会等により適時適切にモニタリング・経営宛報告を実施しております。

当グループの各銀行は、適正かつ厳正に流動性リスクを管理するために、流動性リスク管理に係る諸規程を整備しております。

資金繰り運営にあたっては、自社について流動性リスクの状況に係るフェーズ認定（平常時及び3段階の流動性緊急時フェーズで設定）を行い、あらかじめ定めた各フェーズに該当する具体的対応策を適時適切に実施する体制を整備しております。

グループ各銀行は、規模・特性及び流動性リスクの状況を踏まえて、重要な流動性リスク管理指標を設定しモニタリングを実施しております。また必要に応じて、流動性リスク管理指標にガイドラインを設定し管理しております。

市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされたりすることにより損失を被る市場流動性リスクについても、取扱う市場取引の市場流動性の状況を定期的にモニタリングする等、適切な管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることがあります。算定に採用した前提条件の内容については、後述「2 金融商品の時価等に関する事項（注1）金融商品の時価の算定方法」をご参照下さい。

なお、本件金融商品の時価等には、当社がお客さまに販売した投資信託等の貸借対照表に計上されない取引は含まれておりません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	3,470,799	3,470,799	—
(2) 買入金銭債権（*1）	678	679	0
(3) 商品有価証券 売買目的有価証券	35	35	—
(4) 有価証券 満期保有目的の債券	364,995	364,222	△772
その他有価証券	910,128	910,128	—
(5) 貸出金 貸倒引当金（*1）	9,523,190 △56,317		
	9,466,873	9,510,865	43,992
(6) 外国為替（*1）	19,398	19,408	10
(7) リース債権及びリース投資資産（*1）	33,895	35,456	1,561
(8) その他資産（*1、*2）	25,836	25,903	67
資産計	14,292,641	14,337,500	44,859
(1) 預金	11,087,191	11,087,435	244
(2) 譲渡性預金	231,460	231,460	0
(3) コールマネー及び売渡手形	1,032,030	1,032,030	—
(4) 債券貸借取引受入担保金	20,109	20,109	—
(5) 借入金	1,606,374	1,604,364	△2,009
(6) 外国為替	456	456	—
負債計	13,977,621	13,975,856	△1,765
デリバティブ取引（*3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	5,745	5,745	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(22)	(22)	—
デリバティブ取引計	5,723	5,723	—

（\*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金、及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権、外国為替、リース債権及びリース投資資産、その他資産に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

（\*2）デリバティブ取引は含めておりません。その他資産のうち、金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

（\*3）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、譲渡性預け金は、将来のキャッシュ・フローを割り引いて算定した現在価値を時価としております。

(2) 買入金銭債権

貸付債権信託の受益権証書等は、外部業者（ブローカー）から提示された価格の他、貸出金の時価の算定方法（(5)参照）に準じた方法で算出した価格を時価としております。

(3) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

#### (4) 有価証券

株式は連結決算日前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価格、債券（私募債を除く）は市場価格や外部業者から提示された価格に基づく価額を時価としております。投資信託は、公表されている基準価格や外部業者から提示された価格に基づく価額を時価としております。私募債は、原則として内部格付に基づくそれぞれの区分、保全率ごとに、元利金の合計額を発行体の信用力を反映した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

#### (5) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合等に限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引く等の方法により時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

#### (6) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）、外国為替関連の短期貸付金（外国他店貸）、輸出手形・旅行小切手等（買入外国為替）、輸入手形による手形貸付（取立外国為替）であります。これらは、満期のない預け金、または約定期間が短期間（1年以内）であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

#### (7) リース債権及びリース投資資産

リース債権及びリース投資資産については、市場金利、借手の内部格付、内部格付に基づく予想デフォルト確率、担保及び保証等に基づくデフォルト時の予想回収不能率等を加味した割引将来キャッシュ・フロー法を使って時価を算定しております。

なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

#### (8) その他資産

その他資産のうち、延払債権については、市場金利、借手の内部格付、内部格付に基づく予想デフォルト確率、担保及び保証等に基づくデフォルト時の予想回収不能率等を加味した割引将来キャッシュ・フロー法を使って時価を算定しております。

なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

### 負債

#### (1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、原則として当該帳簿価額を時価としております。

#### (3) コールマネー及び売渡手形、及び(4) 債券貸借取引受入担保金

これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社並びに連結される子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 外国為替

外国為替のうち、他の銀行から受け入れた外貨預り金及び非居住者円預り金は満期のない預り金（外国他店預り）であり、また、外国為替関連の短期借入金（外国他店借）は約定期間が短期間（1年以内）であります。これらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ等）、通貨関連取引（為替予約、通貨スワップ、通貨オプション等）であり、割引現在価値等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(4) 有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非 上 場 株 式 (* 1、2)	4,279
組 合 出 資 金 等 (* 3)	6,354
合 計	10,633

(\* 1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(\* 2) 当連結会計年度において、非上場株式について1百万円減損処理を行っております。

(\* 3) 組合出資金等のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金及び「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2021年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	0

2. 満期保有目的の債券 (2021年3月31日現在)

	種 類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	35,401	36,161	760
	地方債	2,691	2,714	22
	社債	63,291	64,195	904
	小 計	101,385	103,071	1,686
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	169,000	167,050	△1,949
	地方債	1,360	1,356	△3
	社債	93,249	92,744	△505
	小 計	263,610	261,150	△2,459
合 計		364,995	364,222	△772

3. その他有価証券 (2021年3月31日現在)

	種 類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	17,704	10,553	7,151
	債券	287,900	287,143	757
	国債	2,013	2,008	4
	地方債	101,078	100,940	137
	社債	184,808	184,193	614
	その他	69,483	62,045	7,437
	小 計	375,088	359,742	15,346
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	9,749	11,413	△1,664
	債券	457,780	459,958	△2,178
	国債	206,755	208,224	△1,468
	地方債	43,660	43,717	△56
	社債	207,363	208,016	△653
	その他	68,189	71,358	△3,169
	小 計	535,719	542,731	△7,011
合 計		910,807	902,473	8,334

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)

種 類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	6,454	800	598
債券	204,411	459	224
国債	193,062	444	224
地方債	2,884	0	—
社債	8,465	14	0
その他	137,015	3,668	1,676
合 計	347,881	4,927	2,499

5. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、775百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

要注意先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

（ストック・オプション等関係）

ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

当社のストック・オプションは、2018年4月1日付の当社と株式会社みなと銀行との株式交換の効力発生に伴い、同行の各新株予約権の新株予約権者に対して、その所有する当該新株予約権の総数と同数の、当社の新株予約権を付与したものであります。

(1) スtock・オプションの内容

	株式会社関西みらいフィナンシャルグループ 第1回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	株式会社みなと銀行取締役7名（うち、社外取締役1名）、株式会社みなと銀行執行役員12名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 72,522株
付与日	2018年4月1日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	2018年4月1日から2042年7月20日まで

	株式会社関西みらいフィナンシャルグループ 第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	株式会社みなと銀行取締役7名（うち、社外取締役1名）、株式会社みなと銀行執行役員12名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 70,863株
付与日	2018年4月1日
権利確定条件	株式会社みなと銀行の取締役または執行役員のいずれかの地位を喪失した時点
対象勤務期間	2013年6月27日から株式会社みなと銀行の2013年度に関する定時株主総会終結時まで
権利行使期間	2018年4月1日から2043年7月19日まで



	株式会社関西みらいフィナンシャルグループ 第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	株式会社みなと銀行取締役7名(うち、社外取締役1名)、 株式会社みなと銀行執行役員16名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 67,071株
付与日	2018年4月1日
権利確定条件	株式会社みなと銀行の取締役または執行役員のいずれかの 地位を喪失した時点
対象勤務期間	2014年6月27日から株式会社みなと銀行の2014年度に関 する定時株主総会終結時まで
権利行使期間	2018年4月1日から2044年7月18日まで

	株式会社関西みらいフィナンシャルグループ 第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	株式会社みなと銀行取締役7名(うち、社外取締役2名)、 株式会社みなと銀行執行役員17名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 46,215株
付与日	2018年4月1日
権利確定条件	株式会社みなと銀行の取締役または執行役員のいずれかの 地位を喪失した時点
対象勤務期間	2015年6月26日から株式会社みなと銀行の2015年度に関 する定時株主総会終結時まで
権利行使期間	2018年4月1日から2045年7月17日まで

	株式会社関西みらいフィナンシャルグループ 第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	株式会社みなと銀行取締役7名(うち、社外取締役2名)、 株式会社みなと銀行執行役員17名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 87,690株
付与日	2018年4月1日
権利確定条件	株式会社みなと銀行の取締役または執行役員のいずれかの 地位を喪失した時点
対象勤務期間	2016年6月29日から株式会社みなと銀行の2016年度に関 する定時株主総会終結時まで
権利行使期間	2018年4月1日から2046年7月21日まで

	株式会社関西みらいフィナンシャルグループ 第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	株式会社みなと銀行取締役8名(うち、社外取締役2名)、 株式会社みなと銀行執行役員19名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 72,048株
付与日	2018年4月1日
権利確定条件	株式会社みなと銀行の取締役または執行役員のいずれかの 地位を喪失した時点
対象勤務期間	2017年6月29日から株式会社みなと銀行の2017年度に関 する定時株主総会終結時まで
権利行使期間	2018年4月1日から2047年7月21日まで

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2021年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権
権利確定前(株)						
前連結会計年度末	5,925	4,977	12,561	19,197	37,683	36,735
付与	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—	—
権利確定	5,925	4,977	6,873	8,058	14,220	12,798
未確定残	—	—	5,688	11,139	23,463	23,937
権利確定後(株)						
前連結会計年度末	52,377	54,747	49,296	27,018	47,400	35,313
権利確定	5,925	4,977	6,873	8,058	14,220	12,798
権利行使	8,769	5,214	4,740	1,659	2,607	1,896
失効	—	—	—	—	—	—
未行使残	49,533	54,510	51,429	33,417	59,013	46,215

② 単価情報

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権
権利行使価格(円)	1	1	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	531	450	344	637	637	637
付与日における 公正な評価単価(円)	556	700	763	1,303	645	840

(1株当たり情報)

- 1株当たり純資産 1,278円54銭
- 1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益 30円23銭
- 潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益 30円20銭

## (重要な後発事象)

### 株式会社りそなホールディングスによる完全子会社化

当社及び株式会社りそなホールディングス（以下「りそなホールディングス」といいます。）は、2020年11月10日開催の両社の取締役会において、下記の通り、りそなホールディングスを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施すること等により、りそなホールディングスによる当社の完全子会社化（以下「本完全子会社化」といいます。）を行うこと及び本完全子会社化に向けた一連の取引（以下「本取引」といいます。）を実施することを決議し、同日、両社の間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

また、りそなホールディングスは、本取引の一環として、りそなホールディングスが当社の普通株式及び新株予約権を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしました。

本株式交換は、りそなホールディングスにおいては、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続により、また、当社においては、2021年2月19日に開催の当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の決議によって承認を受け、2021年4月1日を効力発生日として行われました。

## 1. 本完全子会社化の目的等

### (1) 本完全子会社化の目的

当社は、2018年4月にりそなグループ（りそなホールディングスの国内連結子会社25社、海外連結子会社3社並びに持分法適用関連会社5社(2020年9月30日時点)を総称していいます。）の一員となって以降、りそなホールディングスが有する様々な金融商品・サービスの導入、信託・不動産機能の活用、事務システム統合による業務効率化等、りそなホールディングスとの間で様々な業務上の連携を行ってまいりました。また、2020年5月に策定した2021年3月期から2023年3月期を計画期間とする「第2次中期経営計画 Change Gears for “Kansai”」に基づき、戦略ビジネスとして資産形成・事業発展・承継サポートに注力するとともにチャンネル改革、業務改革・デジタル化及び人財改革を通じての生産性の向上の実現に取り組んでおります。それと同時に、これまで当社は、上場会社として、一般株主の皆様の利益を尊重し、当社としての独立性の確保に努めてまいりました。このため、当社が上場を維持している現在の資本関係においては、それぞれの経営資源等の相互活用の際には、りそなグループと当社の一般株主との利益相反の懸念から、グループベースで全体最適化を図るような大胆な施策を行うことは困難であり、りそなグループとの各種施策を迅速に導入し難く、りそなグループの一員であることで得られるシナジーが最大限発揮しきれない可能性が否定できないとの認識でございました。

マイナス金利の長期化、銀行間の提携や統合、他業態による金融ビジネスへの参入などに加え、新型コロナウイルスの影響は一時的なものに留まらず、实体经济に甚大かつ長期的な影響を及ぼす可能性も出てきており、事業環境はますます厳しさを増しております。とりわけ、りそなホールディングス及び当社の直接の競合である銀行は、他銀行との統合や、異業種との提携などにより、収益性を高めるための様々な施策を実施しており、銀行間の競争は今後も長期化することが予想されます。更に、銀行を経由しない送金サービスは、資金移動業の制度創設以降、送金件数・送金金額ともに拡大しておりますが、2020年6月、資金決済に関する法律等を改正する「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立・公布され、高額送金（100万円超）が可能な類型（第一種資金移動業者）が創設されるなど、今後は、銀行以外の業態との間での競争も激化していくことが予想されます。当社は、当該事業環境への対応力を高めるためには、(i)更なる業務効率化や経費コントロールによる筋肉質な経営態勢の構築、(ii)金利以外での金融サービスの対価をいただく力（役務収益力）の向上、(iii)地域経済を支える為の資本基盤の維持・充実といった当社の重要な経営課題の解決に取り組み、かつ、実行スピードを加速させていく必要があるとの考えに至っております。

当社は、本取引後においては、りそなホールディングスの完全子会社になることで、りそなグループと当社の一般株主の間の利益相反や独立性確保のための制約を回避しつつ、経営資源等のより円滑な相互活用に加え、両社間での業務提携をより緊密に促進することが可能になると考えており、様々な戦略を迅速に実行に移すことで、当社を含むりそなグループの中長期的な企業価値向上に資することができると考えております。

(2) 本完全子会社化の日程

本株式交換契約の締結等に係る臨時取締役会決議日 (両社)	2020年11月10日
本株式交換契約の締結日 (両社)	2020年11月10日
本公開買付け期間の開始日	2020年11月11日
本公開買付け期間の終了日	2020年12月9日
本臨時株主総会基準日公告 (当社)	2020年12月10日
本臨時株主総会に係る基準日 (当社)	2020年12月25日
本臨時株主総会開催日 (当社)	2021年2月19日
最終売買日 (当社)	2021年3月29日
上場廃止日 (当社)	2021年3月30日
本株式交換の効力発生日	2021年4月1日

(注) 本株式交換は、りそなホールディングスにおいては、会社法第796条第2項の規定に基づき、簡易株式交換の手続により、株主総会の承認を得ずに行われました。

2. 本株式交換の要旨

(1) 本株式交換の方式

りそなホールディングスを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を行いました。なお、本株式交換は、りそなホールディングスにおいては、会社法第796条第2項の規定に基づき、簡易株式交換の手続により、株主総会の承認を得ず、当社においては、2021年2月19日に開催の本臨時株主総会の決議によって承認を受け、2021年4月1日を効力発生日として行われました。

(2) 本株式交換に係る割当比率

当社の普通株式1株に対して、りそなホールディングス株式1.42株を割当交付いたしました。これによる、本株式交換の効力発生日に交付するりそなホールディングスの普通株式の数は、209,220,364株です。

(3) 本株式交換に伴う新株予約権に関する取扱い

当社の発行している新株予約権がいずれも1株当たりの行使価額を1円とする株式報酬型ストック・オプションであることを踏まえ、りそなホールディングスは、本株式交換に際して、新株予約権の目的である株式の数を本株式交換比率に応じて調整したりそなホールディングスの新株予約権を、当社の発行している新株予約権の新株予約権者に対し、その所有する当社の発行している新株予約権1個につきりそなホールディングスの新株予約権1個の割合をもって割当て交付いたしました。

(4) 本株式交換による基準日後株主に対する議決権付与

りそなホールディングスは、2021年1月29日開催の取締役会において、2021年6月開催予定の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）における議決権の基準日後に、本株式交換によりりそなホールディングスの普通株式を取得する者に対して、本株式交換の効力が生ずること等を条件として、本定時株主総会における議決権を付与することを決議いたしました。

### 3. 本公開買付けの概要

りそなホールディングスは、本取引の一環として、りそなホールディングスが当社の普通株式及び当社の発行している新株予約権を対象とする公開買付けを2020年11月11日から実施し、2020年12月9日に本公開買付けが終了いたしました。

#### (1) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	34,441,469株	34,441,469株
新株予約権証券	— 株	— 株
新株予約権付社債券	— 株	— 株
株券等信託受益証券 ( )	— 株	— 株
株券等預託証券 ( )	— 株	— 株
合計	34,441,469株	34,441,469株
(潜在株券等の数の合計)	— 株	(— 株)

#### (2) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	1,907,211個	(買付け等前における株券等所有割合 51.15%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	809,295個	(買付け等前における株券等所有割合 21.70%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	2,251,626個	(買付け等後における株券等所有割合 60.39%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	515,239個	(買付け等後における株券等所有割合 13.82%)
当社の総株主等の議決権の数	3,718,366個	

(注1) 本公開買付けにおいては、単元未満株式及び新株予約権の行使により発行又は交付される当社の株式(以下、「当社株式」といいます。)についても買付け等の対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、2020年9月30日現在の当社株式の発行済株式総数(372,876,219株)に新株予約権(1,588個)の目的となる当社株式数(376,356株)を加算し、自己株式数(390,470株)を控除した株式数(372,862,105株)に係る議決権数(3,728,621個)を分母として計算しております。

(注2) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

### 4. その他

当社は、株式交換に伴い新株予約権に係る義務の履行から免れるため、翌連結会計年度において、特別利益として279百万円を計上する見込であります。

#### 自己株式の消却

当社は、2021年3月29日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議し、以下のとおり実施いたしました。

#### 1. 自己株式の消却を行う理由

2020年11月10日に締結し、2021年2月19日開催の当社臨時株主総会において承認された株式交換契約書に従い、自己株式の消却を行うものであります。

#### 2. 消却した株式の種類

普通株式

#### 3. 消却した株式の総数

375,285株

#### 4. 消却実施日

2021年4月1日